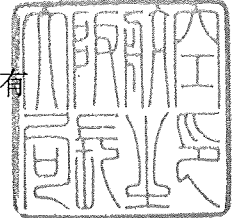


阪空事安第 5 号
令和 6 年 6 月 28 日

オリエントエアブリッジ株式会社
代表取締役社長 杉浦 賢 殿

国土交通省 大阪航空局長
村田 有



警 告 書

1. 安全統括管理者の職務に関する警告の理由

今般、貴社所属の確認主任者（整備従事者）が前日の飲酒の影響により酒気を帯びた状態にありながら、整備規程及び業務規程に定める整備作業開始前のアルコール検査を実施しないまま整備業務を実施したこと、また、その一部の整備業務においては作業基準に基づく作業を行っておらず、その整備記録も作成されず、航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）第 19 条第 1 項に基づく確認も行わないまま当該航空機を運航に供していたこと等の事実が認められた。これらは、法第 112 条の「輸送の安全、利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実」に該当すると認められたことから、貴社に対し、令和 6 年 6 月 28 日付で業務改善勧告を発出したところである。

貴社においては、整備作業前のアルコール検査を適切に実施する体制となっておらず、その結果、当該確認主任者が酒気を帯びた状態で整備業務を行っており、また、本事案以外にも当該アルコール検査が適切に実施された記録が確認できない事例が複数判明するなど、会社として当該アルコール検査の実施状況を適切に管理していたとは言えない。さらには、貴社に対しては、令和元年 7 月 5 日付で不適切な整備業務を受けて業務改善勧告等、令和 2 年 5 月 1 日付で運航乗務員の飲酒事案を受けて嚴重注意をそれぞれ行ったが、今般このような違反行為等があったことは、貴社における安全管理システムが十分に機能していないものと認められる。

以上のことから、貴社においては、安全統括管理者がその職務を怠っていたものと認められることから、「航空の安全に係る不利益処分等の実施要領」（平成 30 年 3 月 29 日国官参事第 1340 号）に基づき、2. のとおり安全統括管理者の職務について改善措置を実施すべきことを警告する。

2. 実施すべき改善措置

航空運送事業者は、利用者の利便の増進を図る上で、航空の安全を確保し絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。航空の安全を確保するためには、航空運送事業者が定める安全方針の達成に向けて、安全管理システムを統括する安全統括管理者を中心として、各部門及び全従業員が一丸となって取り組むことが必要

である。

しかしながら、今般、貴社において航空の安全に影響を及ぼす重大な違反行為が認められ、かつ、適切に再発防止策を講じるための安全管理システムが十分に機能していないことが認められた。

このため、貴社において、全社的に安全運航を最優先する意識の醸成を図り、安全統括管理者及び部門長が運航・整備の現場の状況を把握し、迅速かつ適切に情報を共有した上で共通の認識を持ち、運航規程及び整備規程並びに業務規程に従った業務が確実にを行うことができる環境となるよう安全管理体制を再構築する等の再発防止策を進めるとともに、継続的にこれを改善するための改善措置を講ずるよう警告する。

なお、改善措置が実施されない場合など、この警告に違反した場合には、貴社に対して安全統括管理者の解任を命令することがあることを申し添える。

以上